

奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第二十七号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和二十八年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「給料月額」を「退職日給料月額」に改める。

第四条第一項中「退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）」を「退職日給料月額」に改める。

第五条の三の表読み替える字句の欄及び第六条の三の表読み替える字句の欄中「百分の二」を「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。